

事務局から

研究会の事業（平成18年度）

調査研究事業

(1) 小田原市における腎疾患管理で卒業等により、管理解除となった者に対する追跡調査のまとめ。

26年間の卒後検診の総括を実施する予定で、基本的なデータの集積を行った。

責任者 藤原 芳人(本会幹事・横浜市医師会)

調査研究

(1) 学校現場と医療分野の連携を図るため、各市町村養護教諭部会と講演と情報交換の会を実施予定したが、今年度は日程調整がまとまらず実施出来なかった。

責任者 生駒 雅昭(本会幹事・聖マリアンナ医科大学 准教授)

(2) 各地区の判定委員会の現状と問題点の把握(内科医との連携)

平成18年11月11日(土) 5地区・11名

責任者 小坂橋 靖(本会会長・聖マリアンナ医科大学 病院長)

研究会の開催（第32回）

平成18年9月9日(土)、神奈川県予防医学協会において研究会を開催。出席者は26名。

テーマ 「学校検尿から発見され、診断・治療・移植を受けた患者の家族の方やご本人様のお話し」

講師 聖マリアンナ医科大学院長・小児科教授
小坂橋 靖先生(経過説明)
高嶋 美知子様(患者のお母様)
高嶋 祐太 様(ご本人様)

医師部会研究会の開催

(1) 第40回研究会

平成18年7月8日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は26名。

テーマ 1. 「腎臓病の食事療法」
2. 「糸球体上皮細胞機能と基底膜透過性」

講師 1. 聖マリアンナ医科大学栄養部課長
戸田 和正 先生
2. 聖マリアンナ医科大学小児科
斉藤 陽 先生

(2) 第41回研究会

平成18年12月9日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は25名。

テーマ 「ネフローゼ症候群の小児から成人へのcarry over」

講師 北里大学医学部腎臓内科教授
鎌田 貢壽 先生

*平成18年8月に亡くなられた本会幹事・横浜市医師会 故山田卓男先生よりの寄付金に対し、奥様の山田信保様にご出席いただき感謝状及び花束の贈呈をおこなった

知識普及活動

(1) 研究会機関誌「じん」発刊27・28号合併号(2,000部)を発行。

(2) 腎臓手帳500冊の販売。

(3) ホームページ
(URL <http://www.shouni-jin.jp/>)

事務局から

研究会の事業（平成19年度）

調査研究事業

- (1) 小田原市における腎疾患管理で卒業等により、管理解除となった者に対する追跡調査のまとめ。

26年間の卒後検診の総括を実施する予定で、基本的なデータの集積及び検討を行った。

責任者 藤原 芳人(本会幹事・横浜市医師会)

調査研究

- (1) 学校現場と医療分野の連携を図るため、各市町村養護教諭部会と講演と情報交換の会を実施予定したが、今年度は日程調整がまとまらず実施し出来なかった。

責任者 生駒 雅昭(本会幹事・聖マリアンナ医科大学 准教授)

- (2) 各地区の判定委員会の現状と問題点の把握(内科医との連携)

平成19年10月6日(土) 11地区・8名

責任者 小坂橋 靖(本会会長・聖マリアンナ医科大学 病院長)

研究会の開催（第33回）

平成19年9月8日(土) 神奈川県予防医学協会において研究会を開催。出席者は29名。

テーマ 「小児のメタボリックシンドローム」

講師 神奈川県予防医学協会
朝山 光太郎 先生

医師部会研究会の開催

- (1) 第42回研究会

平成19年7月28日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は26名。

テーマ 「小児の高血圧」

講師 新潟大学小児科講師
池住 洋平 先生

- (2) 第43回研究会

平成19年12月1日(土) 神奈川県予防医学協会にて開催。出席者は18名

テーマ 「腎臓移植の現状と問題点及び将来像」

講師 (財)新潟県臓器移植推進財団
新潟県臓器移植コーディネーター
秋山 政人 先生

知識普及活動

- (1) 研究会機関誌「腎」発刊21・22号合併号(2,000部)を発行。

- (2) ホームページ

(URL <http://www.shouni-jin.jp/>)

事務局から

神奈川県学校・腎疾患管理研究会会則

- 第1条 本会は神奈川県学校・腎疾患管理研究会（以下本会という）と称し事務局を神奈川県予防医学協会（横浜市中区日本大通58）におく。
- 第2条 本会は学校保健法の目的に則り、幼児・児童・生徒及び学生の腎疾患管理のあり方に関する調査研究及び普及活動を行い腎疾患対策の推進と健康管理に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1．調査研究事業の実施及び研究会の開催
 - 2．講習会・講演会の開催
 - 3．研究成果の報告、発表及び普及活動
 - 4．その他本会の目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の会員は次の二種とする。
- 1．一般会員 本会の目的に賛同する医師、養護教諭、教諭、その他の保健医療・教育・福祉関係者で所定の手続きを行ったもの
 - 2．賛助会員 本会の目的に賛同する個人または法人等で所定の手続きを行ったもの
- ただし、1及び2の会員は役員会の承認を得たものとする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長1名 幹事 若干名 監事2名
- 第6条 会長・幹事・監事は会員の互選によって選出し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し会務を統轄する。
幹事は会長より与えられた業務を分担し会務を運営する。
監事は会務並びに会計を監査する。
- 第8条 会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第9条 本会に専門委員会を置くことができる。委員は会長がこれを委嘱する。
- 第10条 本会の会則は細則で定める額の会費を納入しなければならない。
- 第11条 本会の経費は会費及び寄附金・その他の収入をもってあてる。
- 第12条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第13条 本会の収支決算は総会の承認を経るものとする。
- 第14条 本会則の変更は総会の議を経て行なう。
- 第15条 本会の運営上必要な場合は役員会の議を経て細則をもうけることができる。
- （会則第4条及び第10条で定める会員の会費については細則で以下の通り）
- 細則第6条 一般会員及び賛助会員の年会費は次のように定める。
- 1．一般会員年会費は1,000円とする。
 - 2．賛助会員年会費は一口10,000円として一口以上とする。